

ハローワーク もりおか



令和5年10月 No.601

岩手県最低賃金が改正されました 令和5年10月4日から 時間額 893円

【対象となる労働者】

すべての使用者は、雇用する労働者(パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。)に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

【最低賃金未滿の労働契約は無効】

仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めたとしても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を遡って支払わなければなりません。

岩手県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、50万円以下の罰金が科せられます。

【対象となる賃金】

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われる賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

全社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

岩手県 最低賃金

令和5年
10月4日
時間額

893円

前年比
39円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関する
特設サイト

最低賃金に関する
お問い合わせは
岩手労働局または
最寄りの労働基準監督署へ。

賃金引上げ
特設ページ

中小企業業務改善の推進へ
業務改善
助成金



【お問い合わせ先】 岩手労働局 労働基準部 賃金室 ☎ 019-604-3008

も
く
じ

- 岩手県最低賃金が改正されました 1
- 令和5年度業務改善助成金のご案内 2~3
- 事業主の皆様へのお願い 4
- 最近の求人求職のうごき 4

● 中小企業事業者の皆様へ ●

賃金上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

令和5年8月31日に拡充されました！（改正部分はオレンジ色の文字の部分です）

令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

※申請期限：令和6年1月31日
（事業完了期限：令和6年2月28日）

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



対象事業者・申請の単位など

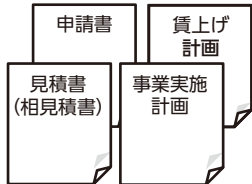
- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

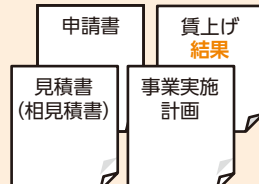
【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、
・ 賃金引上げ計画書
・ 事業実施計画書
が必要です。



事業場規模
50人未満で
あればこちら
も適用

一定の期間※に事業場内最低賃金を引き上げていた場合は、**賃金引上げ計画は不要**です。（事業実施計画は必要です。）



※令和5年4月1日～12月31日まで。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
（=600万円×9/10）

（設備投資費用×助成率）

>

450万円
（=助成上限額）

（90円コースの助成上限額）

➡ **450万円**が支給されます。

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

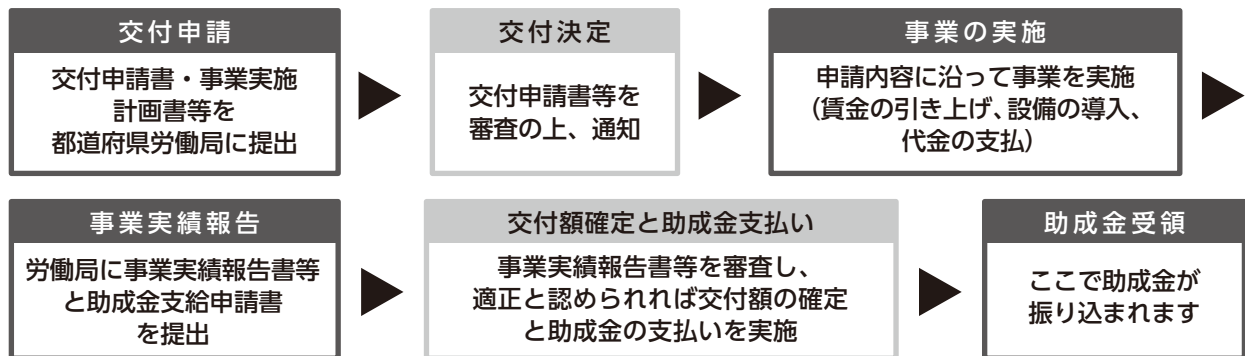
特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3ポイント*以上低下している事業者

*「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

助成金支給の流れ



お問い合わせ

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440

(受付時間 平日 8:30~17:15)

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。



交付申請書等の提出先

岩手労働局雇用環境・均等室 TEL: 019-604-3010

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5F

業務改善助成金

検索

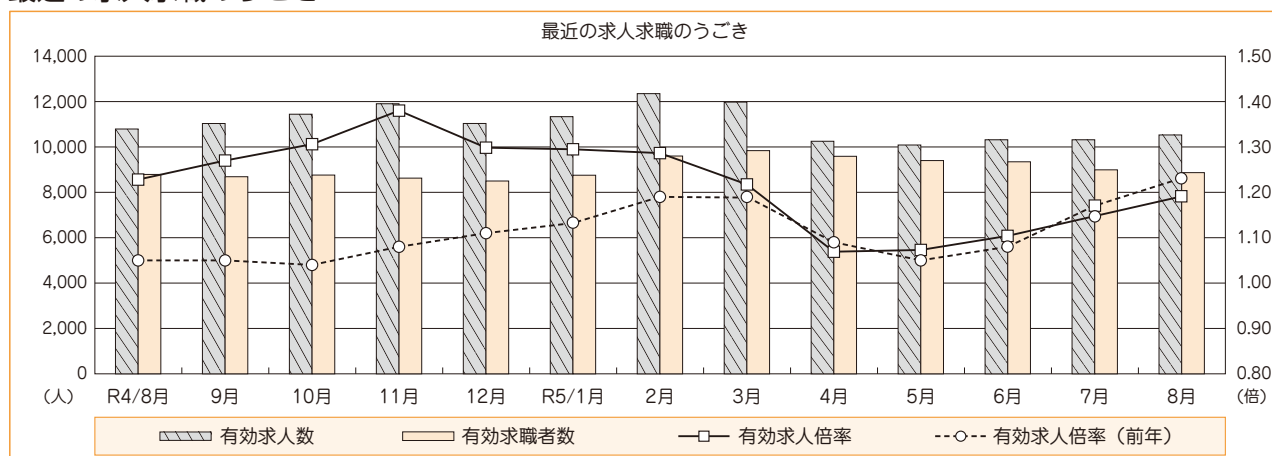
● 事業主の皆様へのお願い ●

新規学校卒業者の募集・採用にあたりまして、安心して就職活動に取り組めるよう、次の点について、いま一度ご理解・ご協力をお願いいたします。

- 広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと
- 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないような確かな採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- 新規学卒者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること
- 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- 学生な自由な就職活動を妨げないようにすること



最近の求人求職のうごき



	R4/8月	9月	10月	11月	12月	R5/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	前年同月比
新規求人数	3,881	3,868	4,530	4,139	3,549	4,666	4,968	3,766	3,354	3,939	3,706	3,492	4,030	3.8%
有効求人数	10,791	11,034	11,443	11,904	11,035	11,335	12,350	11,977	10,251	10,086	10,323	10,325	10,529	▲2.4%
新規求職者数	1,732	1,723	1,914	1,906	1,742	2,318	2,646	2,279	2,667	2,064	1,893	1,741	1,725	▲0.4%
有効求職者数	8,787	8,688	8,761	8,626	8,499	8,754	9,600	9,838	9,588	9,400	9,351	9,001	8,868	0.9%
新規求人倍率	2.24	2.24	2.37	2.17	2.04	2.01	1.88	1.65	1.26	1.91	1.96	2.01	2.34	0.10p
有効求人倍率	1.23	1.27	1.31	1.38	1.30	1.29	1.29	1.22	1.07	1.07	1.10	1.15	1.19	-0.04p
有効求人倍率(前年)	1.05	1.05	1.04	1.08	1.11	1.13	1.19	1.19	1.09	1.05	1.08	1.17	1.23	—

ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

開庁時間 平日 10:00~18:30

職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00~17:00

盛岡新卒応援ハローワーク (1F)

わかもの支援コーナー (1F)

TEL 019-653-8609

職業相談コーナー (2F)

TEL 019-623-4800

マザーズコーナー (2F)

TEL 019-907-0203

就職氷河期世代専門窓口 (2F)

TEL 019-908-2060

職業訓練相談コーナー (2F)

TEL 019-606-2256

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911



岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>